

## 基幹相談支援センターの設置について

### 1 事業概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 に規定された基幹相談支援センターを設置するもの。

### 2 現状と課題

障がい者やその家族からの相談内容が複合化・複雑化している。また、障がい者の高齢化に伴い、親亡きあとの問題や金銭管理や相続問題、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行が課題となっている。

### 3 基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターを設置することで、地域包括支援センター・成年後見支援センターへ円滑な引継ぎを行うことにより、町全体の伴走型支援体制及び「断らない相談支援」「重層的支援」を構築する。

また、将来的には特定相談を担う相談支援事業所機能を追加し、障がいを抱える方や家族の相談できる選択肢を増やす。

### 4 基幹相談支援センターの役割

- (1) 地域の相談支援の拠点として、総合相談・専門相談、成年後見制度利用支援等の取組。
- (2) 相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等、地域の相談支援体制の強化の取組。
- (3) 自治体と協働した自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組。

### 5 設置方法

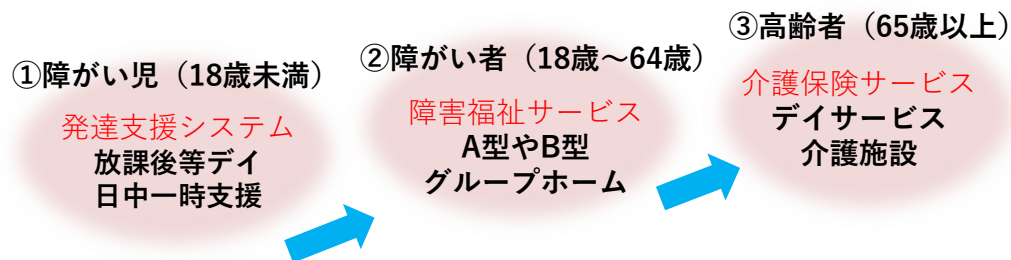
一般相談支援事業を行う事業者等に委託。

### 6 設置時期

令和 7 年 4 月 1 日

# 障がい者支援 地域生活支援事業における基幹相談支援センターの設置

## ライフステージに応じた支援へのスムーズな移行



## 障がい者が高齢者になったら

障がい特性や意向に応じて高齢者サービスの選択肢を

障がい者：通所やGHの利用が困難



高齢者：介護保険の対応に移行

制度の理解  
(その人らしく)

①児童発達・自立支援  
母子保健相談支援

妊娠・出産・子育て相談支援

### 【子ども家庭センター】

(母子保健法・児童福祉法)

④全世代生活相談支援  
権利擁護相談支援

### 【成年後見支援センター】

(成年後見制度の利用の促進に関する法律)

(社会福祉協議会委託)

## 一体的運営による支援の連続性

②障がい者自立・就労支援  
成人健康増進相談支援

総合的・専門的相談支援、人材育成  
地域相談体制強化、地域生活定着促進

### 【基幹相談支援センター】

(障害者総合支援法)

③介護・介護予防支援  
高齢者健康相談支援

総合相談支援、多面的支援  
ケアマネジャー支援、介護予防プラン

### 【地域包括支援センター】

(介護保険法)

(慧誠会委託)

複雑化・複合化した支援ニーズへの対応  
地域共生社会を実現するため

## 重層的支援体制整備事業

(社会福祉法)



## 目指す姿

誰もが自分らしく役割をもって暮らせる

## 地域共生社会